NEWS RELEASE

新生銀行

平成 22 年 9 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 当麻 茂樹
（コード番号 ： 8303 東証第一部）

英ポンド建ておよびユーロ建て Tier II 劣後特約付社債の交換募集の結果および新規ユーロ建て Tier II 劣後特約付社債の発行条件決定について

～新生銀行グループの資本の質の強化～

当行は、平成 22 年 8 月 31 日に公表いたしました「英ポンド建ておよびユーロ建て Tier II 劣後特約付社債の交換募集の開始について」について、英ポンド建て Upper Tier II 劣後特約付永久社債（以下、「英ポンド建て社債」）および平成 28 年（2016 年）2 月満期ユーロ建て Lower Tier II 劣後特約付社債（以下、「ユーロ建て社債」、英ポンド建て社債と併せて「既存社債」）の保有者を対象とした、平成 32 年（2020 年）9 月満期ユーロ建て Lower Tier II ノンステップアップ型期限前償還条項付劣後特約付社債（以下、「新規社債」）を対価とする交換の募集（以下、「本交換募集」）を終了し、また、新規社債の発行条件を決定いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

当行は、本交換募集の実施に伴い、30 億円程度の利益を計上する見込みです。

記

1. 本交換募集の結果

本交換募集の対象証券	英ポンド建て社債	ユーロ建て社債
本交換募集への応募を受け付けた既存社債の額面総額	25,446,000 ポンド	340,854,000 ユーロ
交換比率	英ポンド建て社債 1 単位に対し、0.750825 単位の新規社債を交付	ユーロ建て社債 1 単位に対し、0.951046 単位の新規社債を交付
為替レート	1 ポンド＝1.2097 ユーロ	該当無し
決済日	平成 22 年 9 月 14 日(予定)	
応募率	33%	63%

（注）平成 22 年 8 月 30 日時点における、英ポンド建て社債の発行残高（額面）は 77,144,000 ポンド、ユーロ建て社債の発行残高（額面）は 543,218,000 ユーロでした。

本リリースは、日本国内外を問わず一切の投資勧誘、それに類する行為、又は本交換募集への勧誘のために作成されたものではありません。本交換募集は、関係法規に基づいて特定された投資家が、交換募集目論見書のみを参照して実施されるものです。本交換募集は、当該募集が非合法であるいかなる状況下において、既存社債の売付けの申込みの勧誘、新規社債の買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘行為」という。）を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。この文書は、米国における新規社債の投資の募集の一部をなすものでもありません。当社は新規社債について、1933 年米国証券法に基づいて登録しておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。また、本交換募集は、米国、日本国又はイタリア共和国において行われるものではなく、米国人、日本国の居住者（規制対象外の者を除く。）又はイタリア共和国に所在する者に対して行われるものでもありません。本交換募集については、他の法域においても制限があります。詳細につきましては、交換募集目論見書に記載しております。

2.　新規社債の発行条件

発行体	株式会社新生銀行
証券の種類	平成 32 年（2020 年）満期ユーロ建てノンステップアップ型期限前償還条項付劣後特約付社債
発行総額（額面）	347,228,000 ユーロ
償還期限	平成 32 年 9 月 14 日（平成 27 年 9 月 14 日以降の各利払い日に、金融庁の承認を前提に、発行体の裁量により償還可能）
利率	年 7.375%（平成 27 年 9 月まで固定） 平成 27 年 9 月以降は変動金利（ステップアップなし）
発行価額	額面の 99.890%
発行日	平成 22 年 9 月 14 日(予定)

（ご参考）既存社債の概要

(1) 英ポンド建て社債

発行体	株式会社新生銀行
証券の種類	英ポンド建てステップアップ型期限前償還条項付劣後特約付永久社債
当初発行総額	4 億ポンド
償還期限	期限を定めず（平成 25 年 12 月 6 日以降の各利払い日に、金融庁の承認を前提に、発行体の裁量により償還可能）
利率	年 5.625%（平成 25 年 12 月まで固定） 平成 25 年 12 月以降は変動金利（ステップアップあり）
発行価額	額面の 99.669%
発行日	平成 18 年 12 月 6 日

(2) ユーロ建て社債

発行体	株式会社新生銀行
証券の種類	平成 28 年（2016 年）満期ユーロ建てステップアップ型期限前償還条項付劣後特約付期限付社債
当初発行総額	10 億ユーロ
償還期限	平成 28 年 2 月 23 日（平成 23 年 2 月 23 日以降の各利払い日に、金融庁の承認を前提に、発行体の裁量により償還可能）
利率	年 3.75%（平成 23 年 2 月まで固定） 平成 23 年 2 月以降は変動金利（ステップアップあり）
発行価額	額面の 99.486%
発行日	平成 18 年 2 月 23 日

以　上

本リリースは、日本国内外を問わず一切の投資勧誘、それに類する行為、又は本交換募集への勧誘のために作成されたものではありません。本交換募集は、関係法規に基づいて特定された投資家が、交換募集目論見書のみを参照して実施されるものです。本交換募集は、当該募集が非合法であるいかなる状況下において、既存社債の売付けの申込みの勧誘、新規社債の買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘行為」という。）を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。この文書は、米国における新規社債の投資の募集の一部をなすものでもありません。当社は新規社債について、1933 年米国証券法に基づいて登録しておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。また、本交換募集は、米国、日本国又はイタリア共和国において行われるものではなく、米国人、日本国の居住者（規制対象外の者を除く。）又はイタリア共和国に所在する者に対して行われるものでもありません。本交換募集については、他の法域においても制限があります。詳細につきましては、交換募集目論見書に記載しております。

お問い合わせ先
新生銀行　グループIR・広報部
大高、藤木、江口
Tel.03-5511-5013

本リリースは、日本国内外を問わず一切の投資勧誘、それに類する行為、又は本交換募集への勧誘のために作成されたものではありません。本交換募集は、関係法規に基づいて特定された投資家が、交換募集目論見書のみを参照して実施されるものです。本交換募集は、当該募集が非合法であるいかなる状況下において、既存社債の売付けの申込みの勧誘、新規社債の買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘行為」という。）を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。この文書は、米国における新規社債の投資の募集の一部をなすものでもありません。当社は新規社債について、1933 年米国証券法に基づいて登録しておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。また、本交換募集は、米国、日本国又はイタリア共和国において行われるものではなく、米国人、日本国の居住者（規制対象外の者を除く。）又はイタリア共和国に所在する者に対して行われるものでもありません。本交換募集については、他の法域においても制限があります。詳細につきましては、交換募集目論見書に記載しております。